

丹生ダム建設事業の概要

国土交通省 近畿地方整備局
独立行政法人 水資源機構

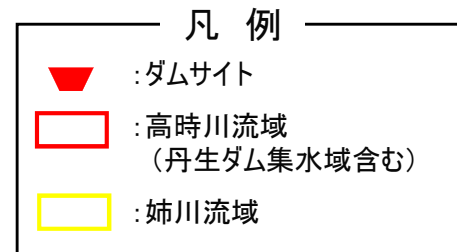
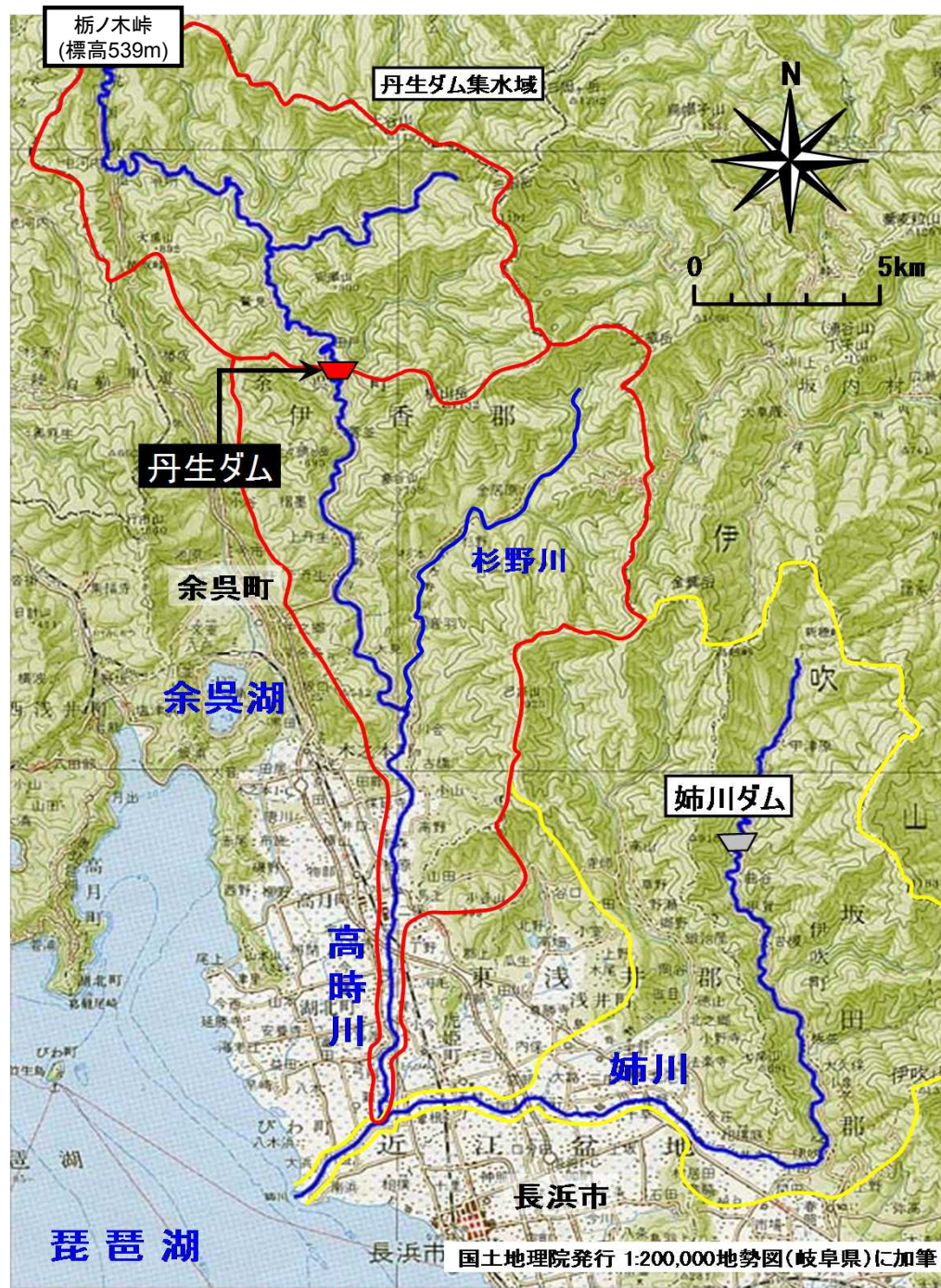
◇丹生ダム建設事業位置図

高時川流域の概要

- ・ 水源 : 栃ノ木峠
- ・ 流域面積 : 約 212km²
- ・ 幹川流路延長 : 約48.4km
- ・ 丹生ダム集水面積 : 約 93km²

姉川流域の概要

- ・ 流域面積 : 約 158km²
- ・ 幹川流路延長 : 約31.3km
- ・ 姉川ダム集水面積 : 約 28km²

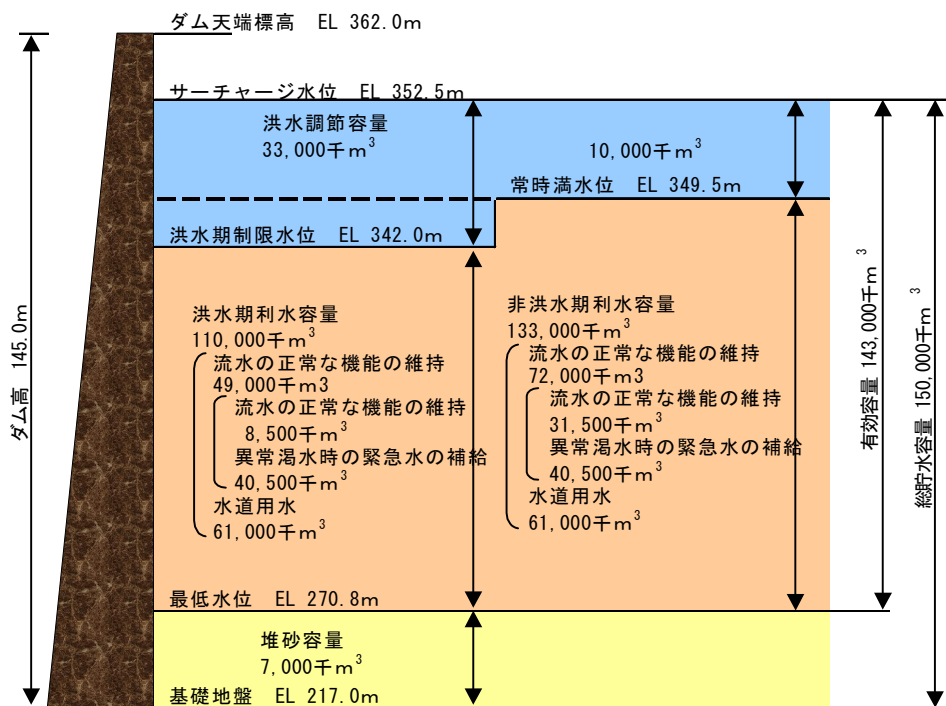


◇丹生ダム建設事業の概要

事業実施計画 (当初 平成6年3月 認可) (第1回変更 平成14年2月認可)

- 目的
- 洪水調節：
姉川・高時川の洪水調節
 - 流水の正常な機能の維持：
高時川の流水の正常な機能の維持
異常渇水時の緊急水の補給
 - 新規利水：
水道用水 3.23m³/s
(京都府・大阪府・阪神水道企業団)

- ダム等
- 型式：ロックフィルダム
 - 堤高：145m
 - 総貯水容量：約 150,000,000m³



河川整備計画の位置づけ (H21.3)

・天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るには、洪水調節施設によって対策を講ずることが有効である。丹生ダムについてはダム型式の最適案を総合的に評価するための調査検討を行う。

・渇水対策容量を確保する方法については、丹生ダムで確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。

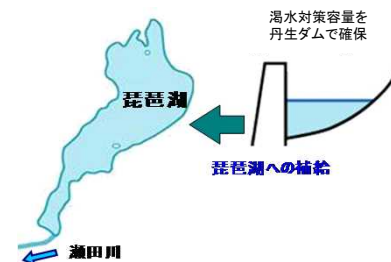
淀川水系河川整備計画(H21.3)抜粋

見直しダム計画

渇水対策容量をダムに確保する方法(A案)

目的

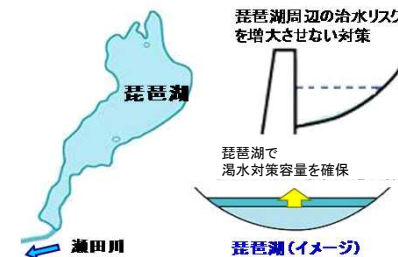
- 洪水調節
 - 姉川・高時川の洪水調節
- 流水の正常な機能維持
 - 高時川の流水の正常な機能維持
 - 異常渇水時の緊急水の補給



渇水対策容量を琵琶湖に確保する方法(B案)

目的

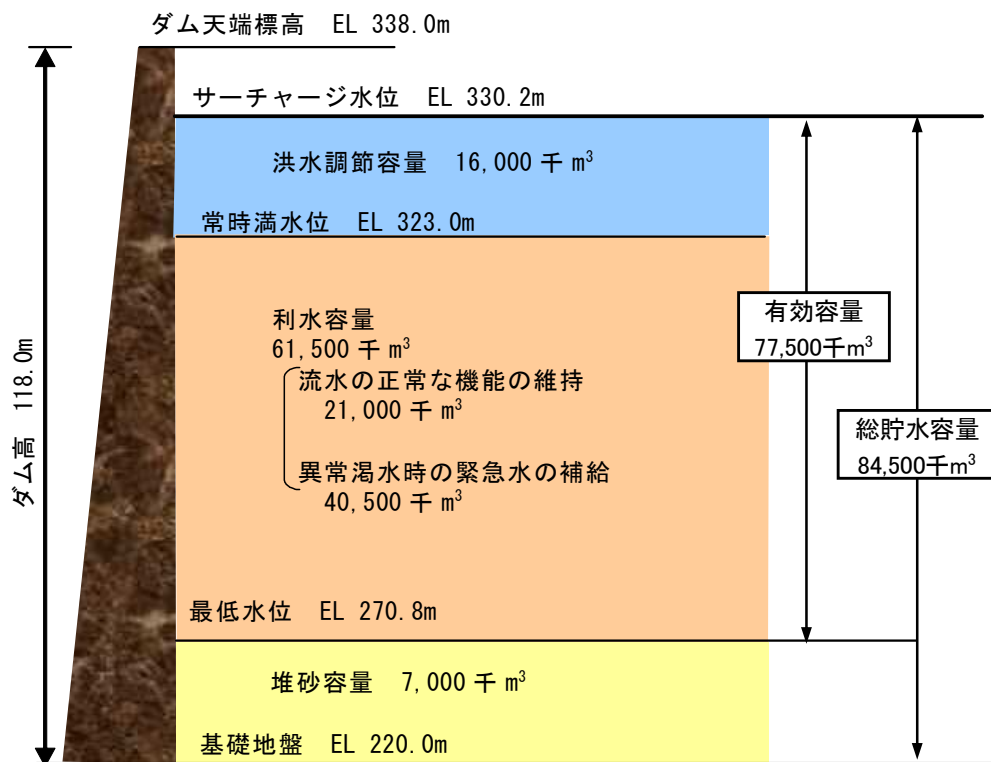
- 洪水調節
 - 姉川・高時川の洪水調節
- 琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節



渇水対策容量を丹生ダムに確保する案(A案)

- 目的・洪水調節：
 姉川・高時川の洪水調節
- ・流水の正常な機能の維持：
 高時川の流水の正常な機能の維持
 異常渇水時の緊急水の補給

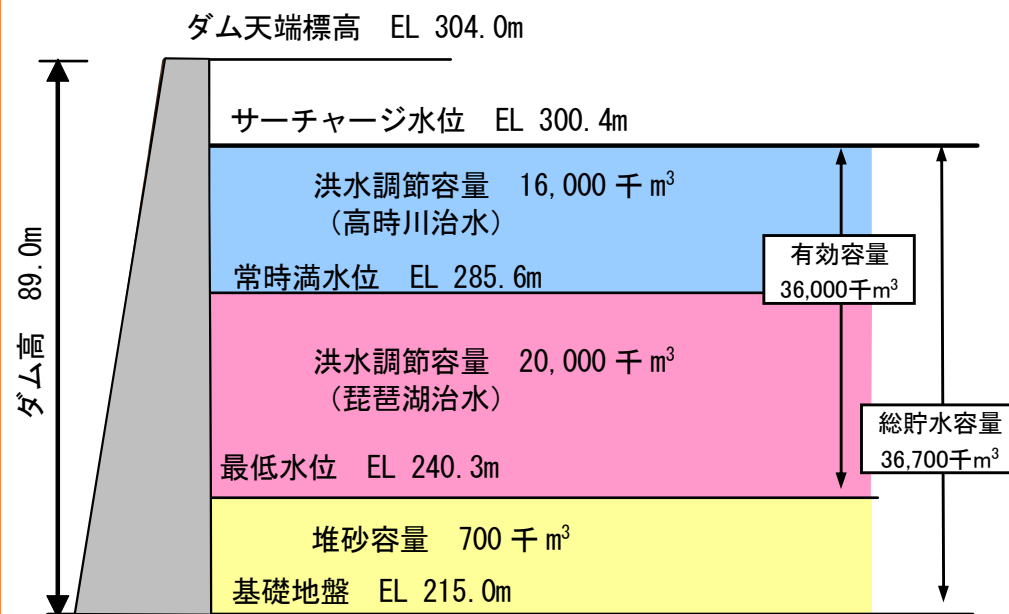
- ダム等・型式：ロックフィルダム
- ・堤高：118m
- ・総貯水容量：約84,500,000m³



渇水対策容量を琵琶湖に確保する案(B案)

- 目的・洪水調節：
 姉川・高時川の洪水調節
 琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節
- ※異常渇水時の緊急水の補給のための容量は、丹生ダムではなく琵琶湖に確保することとしている。

- ダム等・型式：コンクリートダム
- ・堤高：89m
- ・総貯水容量：約36,700,000m³



◇丹生ダム建設事業の経緯

丹生ダムは、昭和43年にダム建設の可能性を検討するための調査を開始し、昭和63年には建設事業に着手、その後、利水者が大阪府(現大阪広域水道企業団)、京都府、阪神水道企業団に確定したことで平成4年、洪水調節、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給含む)及び水道の目的を併せた多目的ダムとして基本計画が告示された。その後、事業は水資源開発公団(現水資源機構)に承継され、付替道路等の工事が進められた。

ダム建設には当初より地元の根強い反対運動もあったが、苦渋の決断の下でダム建設を受け入れていただき、平成5年には、近畿地方整備局と丹生ダム対策委員会との間で損失補償基準が妥結され、平成8年には全ての対象家屋等の移転が完了した。

その後、各利水者の水需給計画が見直され、新規利水は全量撤退の方向となり、平成21年の「淀川水系における水資源開発基本計画」において丹生ダムの新規供給施設の位置づけは無くなり、淀川水系河川整備計画では、「(洪水調節と異常渇水時の緊急水の補給の)最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う」こととした。

ここに至るまでに45年を要しており、このような長期にわたる社会的経緯をもつ丹生ダム建設事業について検証を進めてきたところである。

◇丹生ダム建設事業の経緯(1)

- 昭和43年10月 ・建設省(現 国土交通省)が予備調査を開始
- 昭和47年12月 ・琵琶湖総合開発計画に高時川ダム(現丹生ダム)の計画を計上
- 昭和55年 4月 ・実施計画調査着手
- 昭和57年 3月 ・地元関係者による「高時川ダム対策委員会」発足
- 昭和57年 8月 ・淀川水系における水資源開発基本計画(全部変更)に高時川ダムとして位置付けられる
- 昭和59年 6月 ・「高時川ダム実施計画調査に関わる基本協定書」締結
- 昭和62年11月 ・高時川ダム下流市町による「高時川治水対策促進協議会」発足
- 昭和63年 4月 ・建設事業着手
- 平成 2年 3月 ・水源地域対策特別措置法に基づくダム指定
- 平成 3年 2月 ・環境影響評価書の公告・縦覧
- 平成 4年 4月 ・丹生ダム建設に関する基本計画の告示(ダムの名称変更)
- 平成 4年 8月 ・淀川水系における水資源開発基本計画(全部変更)において名称変更等される
- 平成 5年 8月 ・ダム建設事業に伴う損失補償基準の妥結・調印
- 平成 5年 9月 ・工事用道路並びに県道改築工事に関する協定の締結
- 平成 6年 1月 ・淀川水系における水資源開発基本計画の一部変更(事業主体変更)
- 平成 6年 3月 ・丹生ダム建設事業に関する事業実施方針の指示
・丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の認可
- 平成 6年 4月 ・水資源開発公団(現 水資源機構)に事業承継
- 平成 7年 3月 ・水源地域対策特別措置法に基づく地域指定
・工事用道路工事に着手
- 平成 7年 8月 ・水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画決定
- 平成 7年11月 ・丹生ダム合同離村式、水没地区移住式
- 平成 8年12月 ・水没家屋等移転完了(全40戸移転)
- 平成 9年 6月 ・淀川水源地域対策基金のダム指定および業務細則の決定
- 平成13年 2月 ・国土交通省近畿地方整備局が『淀川水系流域委員会』を設置
- 平成13年 9月 ・淀川水系における水資源開発基本計画(一部変更) ※ダムの予定工期を変更
・丹生ダム建設事業に関する事業実施方針(第1回変更)の指示
・丹生ダム建設事業に関する事業実施計画(第1回変更)の認可
- 平成14年 2月

◇丹生ダム建設事業の経緯(2)

- 平成15年 6月
- 平成17年 7月
 - ・事業中のダムの方針を発表(以降、工事が凍結状態)
 - ・近畿地方整備局:「淀川水系5ダムの方針」を公表
 - ※「利水者である大阪府(上水)、京都府(上水)及び阪神水道企業団(上水)は全量撤退の見込みである。」と公表
- 平成19年 8月
 - ・国土交通省が淀川水系河川整備基本方針を策定
 - ・国土交通省近畿地方整備局が淀川水系河川整備計画(原案)を公表
- 平成20年 6月
 - ・国土交通省近畿地方整備局が淀川水系河川整備計画(案)を公表するとともに、河川整備計画(案)に対する関係府県知事意見を照会
- 平成20年11月
 - ・四府県知事合意(三重県、滋賀県、京都府、大阪府)
 - ※「渇水対策の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示し、関係府県と協議することを要望する。それまで意見を留保する。」と回答
- 平成21年 3月
 - ・国土交通省近畿地方整備局が『淀川水系河川整備計画』を策定
 - ※「(洪水調節と異常渇水時の緊急水の補給の)最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う」こととした。
- 平成21年 4月
 - ・淀川水系における水資源開発基本計画(全部変更)が閣議決定される
 - ※利水目的が無くなったことに伴い『丹生ダム建設事業』は施設整備の対象から除外される。
 - ※丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間『水資源機構』が行うこととされる。
- 平成21年12月
 - ・国土交通大臣が、「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方について」を発表、丹生ダムが検証対象ダムとなる。
- 平成22年 9月
 - ・第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議において、「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」が示される。
 - ・国土交通大臣より水資源機構理事長及び近畿地方整備局長に、ダム事業の検証に係る検討についての指示
 - ・検討の具体的手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の通知
- 平成23年 1月
 - ・関係地方公共団体からなる検討の場を設置
- 平成24年 8月
 - ・関係地方公共団体からなる検討の場幹事会(第1回)を開催
 - ・関係地方公共団体からなる検討の場幹事会(第2回)を開催
 - ※姉川・高時川の河川整備計画相当の目標は、「戦後最大相当の洪水を河道内で安全に流下させること」と設定した。
- 平成25年 3月
 - ・関係地方公共団体からなる検討の場幹事会(第3回)を開催
- 平成25年 9月
 - ・関係地方公共団体からなる検討の場幹事会(第4回)を開催